おおさか人権情報誌



2010.3 No. **27** 

## 特集 女性と子どもからみる貧困問題

中野冬美さん(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西事務局長) 藤川澄代さん(社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部部長)



「この人」倉田めばさん撮影

人権随想/4ページ

女性と子どもの貧困をどう捉えるか

神原文子さん(神戸学院大学教員)

このひと/6ページ

薬物依存者を疎外する社会で、仲間とともに生きる 倉田めばさん(ビア・ドラッグ・カウンセラー、NPO法人大阪ダルクセンター長、Freedomコーディネーター)

NPO・草の根活動/7ページ

豊中若者の集い・歩道調査ユニット ウィメンズネット 考えるキャベツの会

人権相談の現場から/8ページ

女性に関する人権相談 -夫からのDVの事例-

解説/9ページ

大阪府障害者の雇用の促進等と 就労の支援に関する条例(大阪府ハートフル条例)

大阪府では…/10~11ページ

人権啓発詩・読書感想文の入選者表彰式を行いました 草の根人権活動賞受賞者が決定しました 人権学習シリーズvol.6「同じをこえて-差別と平等-」 を作成しました

お知らせ/11ページ

まちを歩く【第23回】/ 12ページ

緒方洪庵旧宅及び適塾(大阪市)

人権啓発詩/12ページ

「仲間」「ジンケン」



## 特集女性と子どもからみる貧困問題

注目を集めている格差や貧困の問題。男性が"家族を養えない"ようになり、社会的に大きく取り上げられるようになりましたが、女性や子どもはこの問題が注目されるずっと以前から格差や貧困にさらされ続けてきたのです。 今号は、女性や子どもの課題にコツコツと粘り強く続けられている取組みから、私たちがこの問題に取り組むヒントを考えます。



## シングルマザーを追いつめる 経済的·文化的貧困

#### 就労の困難から始まる母子家庭のしんどさ

ひとり親家庭はさまざまな困難に直面していますが、なかでも母子家庭における最大の困難は「就労」です。原因はいくつか挙げられます。まず、結婚した女性の多くは仕事をやめるか、パートなどの非正規の仕事をしています。家事や育児といった「家庭責任」を果たすためです。つまり自立するには非常に不安定な状況にあるわけです。さらに、日本では子どもを連れた女性が安定した収入を得られる仕事に就くのはほとんど不可能です。仕事が見つかっても低賃金で労働条件が悪いのが「普通」なので、定着しにくい。けれども転職を繰り返すほど条件はさらに悪くなるので、どんどんしんどくなっていくという状況です。その背景には、男女の賃金格差が非常に大きいことや、「女性の仕事は安くて使い捨てでいい」という社会的な通念があります。

#### 補助労働として扱われてきた女性の仕事

ここ数年、ないものとされてきた「貧困」に光が当てられたのはよかったと思います。しかし「こんな賃金では男性が家族を養えないじゃないか」という問題意識では、シングルマザーの困難は置き去りにされたままになってしまいます。パートを2つ3つとかけもちして長時間働いても、日々暮らしていくのが精一杯。それはもう本人の責任ではなく、この社会の労働のあり方そのものに問題があるのではないでしょうか。

また、ホームレス状態になることを究極の貧困と表現されることがありますが、「究極の貧困」の形はひとつではないと考えています。たとえば、離婚原因のトップは「性格の不一致」で、次が「暴力」とされて

いるのですが、多くのシングルマザーたちの相談を受けていると、罵詈雑言を浴びせたり無視したり、妻の言動をことごとくバカにするといった精神的暴力が多くみられます。しかしそれを女性自身も暴力と認識できていません。こうしたことから、私は「性格の不一致」にもかなり暴力が含まれているのではないかととらえています。そして、暴力もまた貧困のひとつの形(関係性における貧困)だと思うのです。

#### 差別的なまなざしを背景にした文化的貧困

多くの母子家庭が経済的に困窮しているのは事実ですが、「貧困」とは経済的な問題だけではありません。「両親と子どもとがともに暮らしてこそ温かい家庭である」という考え方が根強い社会で、そうではない家庭に育つ子どもには最初から厳しいまなざしが注がれます。また、友だちと遊ぶにも読書やキャンプなどを楽しむにもお金がかかる世の中で、経済的な余裕がない母子家庭は、進学だけでなく友人関係やさまざまな経験をする機会からも疎外されます。文化的なものがすべて「あるべき家庭」を中心に動く社会において、マイナスの状態からスタートせざるを得ない母子家庭の子どもたちが自尊心をもって育つのはとても困難です。経済的な貧困と差別的なまなざしを背景にした文化的な貧困が母子家庭を追いつめているのです。

NPO法人しんぐるまざあず·ふぉーらむ·関西 TEL/FAX:06-6634-7336 E-mail smfkansai@orange.zero.jp

## 施設を出た子どもたちを 孤立させてはならない

st ph すみょ 藤川 **澄代**さん

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部部長



#### 社会に向かって元気いっぱい飛び出してほしい

私たちアフターケア事業部では、児童福祉施設などを出た子どもたちの生活相談や自立支援を行なっています。通信「そらまめ~る」を年3回発行し、事務所内にはテレビやパソコンを設置したフリールームを併設しています。また、初就職お祝い会や職場定着表彰などの行事もあります。

さらに、施設を退所後に就職したものの辞めてしまい、次の就職先が決まらない、少年院を出たあとの帰住先がないなどのさまざまな事情で住む場所がない子どもたちがいます。そうした子どもたちに生活の場を提供し、自立に向けて準備ができる場として自立援助ホーム「そらまめ」も運営しています。ホームそらまめの子ども達は、共同生活を通じて社会人としてのルールを学んで、自立にむけての準備をしています。

通信や自立援助ホームの名前が「そらまめ」なのには理由があります。そら豆は丈夫なさやとふわふわの綿に包まれて育ちます。そして豆のなかで唯一、空に向かって実るそうです。施設で守られながら育った子どもたちが自立する時には、太陽に向かって元気に飛び出していってほしい。そんな願いをこめているのです。

#### 社会経験の乏しさが自信喪失や孤立につながる

実は、施設のなかで育った子どもは「かわいそう」という印象をもたれる方が結構います。実際には子どもたちはとても大切にされて育ちます。一般家庭では景気によって生活が左右されることがありますが、施設では生活の心配をすることなく、楽しい行事もたくさん用意されています。施設入所前にはつらい経験をした子どもたちもいますので、施設に入って大切に育てられることは自尊心を高める意味でも重要です。その

一方で、社会に出ればどんな環境に育ったかは関係なく、社会人としてのマナーやふるまいを求められます。 ところが施設で育った子どもたちは、日常の買い物や 冠婚葬祭などの人づきあいの経験がどうしても乏しく なります。そのため、社会人生活が始まったとたん、わ からないことがたくさん出てきて、とまどったり傷つい たりします。お葬式に紅白の水引がついた袋を持って いき、恥ずかしい思いをして会社に行けなくなった子 がいます。似たような話はたくさんあります。

そこで施設を出る前の子どもたちへの支援プログラムとして、自立生活技術講習会をおこなっています。健康管理や食生活、お金のやりくり、ビジネスマナーなど日常生活で必要な知識を実習を交えながら学びます。好評で、2008年度から厚生労働省のモデル事業となりましたが、私が講習会を通じて大切にしたいと考えているのは、子どもたちとのつながりをつくることです。時には厳しく叱りながら、また、一緒に昼食を食べ、片付けを手伝ってもらい、フリールームでお茶を飲みながらおしゃべりをする。そのなかで私共の職員と子どもたちと仲良くなり、施設を出てからも気軽に立ち寄れる存在でありたいと考えています。

虐待や貧困などだけでなく、他にもさまざまな事情で親と離れ、施設で育った子どもたちが15歳や18歳で独り立ちするにはいろいろな困難があります。「上から目線」ではなく、しかし教えるべきことはしっかりと教えながら成長を見守っていくことが求められています。

アフターケア事業部

TEL:06-6765-3400/FAX:06-6765-3402 E-mail info@soramamail.or.jp

貧困や格差問題の解決は、収入があがって生活が安定すればそこで終わりではないようです。この社会が抱える構造的な問題—女性や子どもといった"力の弱いとされる集団"を対等に扱わず、尊重しない社会の姿が浮かんできました。 誰もが個人として尊重され、平等に扱われて、生き生きと暮らしていける社会をつくっていく大切さを考えました。



## 「女性と子どもの 貧困をどう捉えるか」



かんばら ふみ こ神原 文子さん (神戸学院大学教員)

#### 1. 「性別役割分業型」夫婦関係のリスク

今日でも、わが国では、既婚女性の7割以上が、結婚または出産を契機に退職し、子育てに専念するというライフコースを選択するか、もしくは、選択を余儀なくされている。女性たちが、結婚や出産後も正規雇用で働き続けることを後押しするような労働環境、労働条件、保育条件が十分に整っていないのである。わが国では、正規雇用と言えば、残業も辞さず長時間労働をし、子育てや家事と両立できなくても"しかたがない"という見方が"常識"としてまかり通っており、そのような働き方ができなければ、就労継続は難しいとみなされている。しかも、戦後の高度経済成長期以降、一貫して、家庭外で働く夫に対して、妻は家事・育児に専念することが望ましいと期待され、扶養手当、年金制度、税制度など、専業主婦を優遇するような施策が講じられてきた。

既婚女性のなかで、子育てが一段落してからパートやアルバイトとして再就職する割合は5割を超えているが、あくまでも、夫が主たる稼ぎ手として家計を維持するのであり、妻たちには家事・育児に支障をきたすことなく、夫の扶養家族のまま、"内助の功"的に家計補助をする程度の就労が期待されてきた。

わが国では、「同一価値労働同一賃金」が未だ制度として確立しておらず、男性一般労働者の時給100に対してパートタイマーは40程度である。しかも、パートタイマーはほとんど昇給しない。生活保護基準と連動させた最低賃金が設定されていないことも賃金格差の一因である。2009年秋に改定された、大阪の最低賃金は762円にすぎず、この程度の時給では、1ヶ月フルに働いても生活保護基準にも到底届かない。それでも、既婚女性の多くが、夫の扶養家族のままで、空いた時間にパート就労す

る限りは、時給の低さはさほど問題にされることは なかった。雇用者側にとってはきわめて都合が良 かったということである。

ところで、どのような夫婦も、いつまでも円満に生活できるとは限らない。「性格の不一致」「夫の暴力」「経済的問題」「異性関係」などが離婚の主たる理由のようであるが、近年では、3組が結婚している間に夫婦の1組が離婚しており、離婚は珍しいことではなくなっている。そして、子どもがいる場合には、1960年代半ば以降、子どもの8割が、母親を親権者として、母親に養育されている。結果として、離婚母子世帯が漸増しているのである。

#### 2. 母子世帯の貧困化のメカニズム

離婚時に、パートタイマーや無職であった母親たちはどのように子どもを養ってきたのだろうか。母子世帯となった母親たちの就業状況は、「2006年度(平成18年度)全国母子世帯等調査」によると、常用雇用36%、臨時・パート・派遣42%であり、無就業15%である。これは、働ける人はほぼ全員働いているという数値である。常用雇用の比率が低いのは、子どものいる母親が常用雇用に就きたくとも、企業側から敬遠される傾向にあること、また、近年の雇用流動化のなかで、男性でも正規雇用に就くことが難しくなっており、女性はなおさら難しいということである。

母親の年間の就労収入は、常用(正規)雇用でも 平均257万円、臨時・パートでは113万円である。 児童扶養手当などを含む平均年収は213万円と なっているが、年収の中央値は187万円と低い。ち なみに、2009年度の母子3人世帯(30歳、4歳、2 歳)の生活保護基準額は157,800円(1級地-1) (家賃、医療等必要に応じて給付)である。年収に換 算すると189万円であり、先の中央値よりもやや高い。このことから、母子世帯のなかで、生活保護基準にも達していない世帯が半数強も存在することがうかがえる。ただし、生活保護基準が高すぎるのではなく、母子世帯の年収が低すぎるということを確認しておきたい。

そもそも、日本では、女性が生計維持者になることが想定されてこなかったか、あるいは、望ましいこととは考えられてこなかったのである。母子世帯の年収が低くとも、勝手に離婚した女性や未婚の母となった女性のために、なぜ税金を費やす必要があるのかというバッシングが、今日でも根強いように感じられる。しかも、母子世帯はマイノリティであるため、当事者の声が政治に届きにくく、政策に反映されにくい状況が続いてきた。

さらに、1990年代からの長引く不況のもとで、離婚件数が急増し、ひとり親世帯数も増加した。そのため、政府は、財政難を理由に、母子福祉施策を、「給付中心」から「自立支援中心」に転換し、とりわけ、2003年度から児童扶養手当の全額給付の基準を所得200万円から130万円に引き下げるという改定を行った。しかも、受給継続年数が5年を超えると、受給額を最大2分の1に削減するというおまけつきである。ところが、改定後の「2003年度(平成15年度)全国母子世帯調査」では、母子世帯の平均年収が212万円となっており、1998年度(平成10年度)調査の229万円より17万円も減少していたのである。母子福祉施策や児童扶養手当法の改定が、母子世帯の貧困化に拍車をかけたと言わざるをえない。

#### 3. 母子家庭で育つ子どもの"進路選択"

ここで、一組の母子を紹介しよう。カナさん(仮名)は、府立高校3年生。母親のマサ子さん(仮名40歳)は、カナさんが3歳の時、経済的な理由だけではなく、夫がマサ子さんに暴力をふるうようになったため、カナさんを引き取って離婚した。マサ子さんはこれまでさまざまな仕事をしてきたが、3年前からヘルパーとして働いている。月収は14万円程度で、児童扶養手当を合わせても1ヶ月17万円

程度である。最近、肩こりや腰痛がひどくなっており、だんだんと無理がきかなくなっているという。カナさんによると、現在の高校を受験した理由は、専願で合格できそうで、自転車通学ができることだったそうだ。入学時から奨学金を受けており、週3日、放課後、スーパーでバイトをして家計を助けている。子どもの就労が経済的貧困をカモフラージュしていると言えなくもない。カナさんの将来の夢は小学校の教師になることで、地元の国公立大学を受験したいらしい。合格したら、奨学金を受けて、バイトをしながら4年間頑張りたいと語ってくれた。ただ、卒業する時に、彼女は500万円くらいの借金を背負って社会に出て行くことになる。不合格なら浪人はできないので働くしかないという。

このような状況でも、カナさんは"自分の意志で 進路を選択した"と言えるのだろうか。それでも、"本 人の努力次第で道は開ける"と励ませばよいのだろ うか。子どもたちがお金の心配をしなくてよいよう な教育支援策こそ、社会の側のライフチャンスの問 題として重要なのである。

#### 4. 貧困はだれの問題か

「貧困」のバロメーターとして、金銭面は見えやすい。しかし、「貧困」のバロメーターを、生活者の視点で、個々の生活者の生活諸欲求の充足可能性として捉えることが必要であり、たとえば、将来にどの程度の希望を持てるのか、困った時に親族、友人、教師、知人などがどの程度に支えになってくれるのか、そして、差別、偏見、いじめなどを受けることなく、自己を肯定的に受け入れることができるかどうかといった、生活者の側のライフチャンスの質的および量的水準をトータルに問題にする必要がある。

と同時に、個々の生活者の生活諸欲求の充足にとって社会の側のライフチャンスの質的および量的水準を問題とする必要がある。わが国は、日本国憲法のもと、すべての国民の生存権を保障する責務がある。にもかかわらず、国民のなかに貧困は存在している。この解決に向け、国家がライフチャンスの整備を重要課題と捉え、十分な施策を講じることこそ求められているのである。

# 用語解説

#### ●児童扶養手当

離婚等で父と生計を同じくしない児童や、父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童が、育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当法により支給される手当で、2010年(平成22年)3月現在の手当の月額は、所得に応じて全部支給(41,720円)または一部支給(41,710円から9,850円)となっています。(対象児童2人目以降は、加算措置があります)



## 薬物依存者を 疎外する社会で、 仲間とともに生きる

## 倉田 めばさん

ピア・ドラッグ・カウンセラー NPO法人大阪ダルクセンター長、Freedomコーディネーター

#### 30歳までに4回の入退院を繰り返す

昨年は芸能人の薬物使用が大々的に報道された。 ピア・ドラッグ・カウンセラーの倉田めばさんは、「マスコミの報道は犯罪的です」と言い切る。

「注射器や白い粉の映像を繰り返し流しますが、薬物依存症の人はそうした映像によって薬物への渇望をかき立てられ、薬物使用に走ってしまうことがあるんです。報道によって"スイッチ"が入ってしまった人は少なくないでしょう」

倉田さんの言葉は脅しではない。肩書きにピア (仲間)とあるように、倉田さん自身も長い間薬物 依存に苦しみ、回復してきた人である。

14歳でシンナーを吸い始め、シンナー依存で3回、病院で処方される睡眠薬や安定剤などのクスリ依存で1回の入院をした。30歳で4回目の入院をした時、勧められてアルコール依存症の人のための回復施設に通い始める。当時は薬物依存症のための施設がなかったのである。そしてようやくゆるやかな回復へと向かい始めた倉田さんに、「大阪でダルクを立ち上げないか」と声がかかった。ダルクとは、1985年に東京で創設された「薬物依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設」である。

#### いったんレッテルを貼られると一生疎外される

「自分には対人援助の仕事は向いていない」と断った倉田さんだが、ある時、転機が訪れる。ダルクの施設長たちが計画したスペインとイタリアの施設の視察旅行に同行した時のこと。「若者が薬物を使うのは社会や地域の責任。彼らが立ち直って社会に戻ってくるのを手助けするのは当たり前のことです」と語ったイタリアの施設長の言葉に大きな感銘を受けた。「日本ではいったん薬物依存というレッテルを貼られると、一生、社会から疎外されます。回復する権利を奪われているといってもいい。

違う世界どころか違う惑星ぐらいの開きをまざまざ と見せつけられて、怒りに近い感情を抱きました

仕事の都合で面会を延期した依存症患者が急死するという出来事も決意の後押しとなった。1993年、順調だったカメラマンの仕事をやめ、たった一人で大阪ダルクを立ち上げる。入所者のグループワークをし、家族の相談を受けながら、資金集めに奔走した。「2年でバーンアウト(燃え尽き)して、あとは余力でやってます」と笑うが、ダルクで回復した人がスタッフとして活動を支える側に回るなど少しずつ人が増えてきた。2006年にNPO法人を取得、現在は1つの通所施設と3つの入所施設を運営する。外郭団体のFreedomでは当事者の回復に向けた活動の他、薬物依存者の家族への支援もおこなっている。

#### 希望がもてることが回復へのステップになる

ダルクのプログラムの最大のスローガンは「今日ー日だけ」である。明日はクスリを使ってもいい。でも今日だけはやめよう。そうやってクスリを使わない日を1日1日と積み重ねていく。倉田さんはこの考え方に救われ、アルコール依存の回復施設で出会った仲間たちに受け入れられるなかで回復してきた。「薬物依存は死に至る病です。でも説教や指導では治らない。クスリをやめればいいことがあるという希望がもてることが何よりも大事で必要なんです」

薬物にはまる人はこれからも増え続けると倉田 さんは話す。非難し排除し続けるのは、社会にとっ て決して賢明なやり方ではない。

#### 大阪DARC(ダルク)

TEL/FAX: 06-6323-8910 E-mail: osakadarc@gmail.com

Freedom(フリーダム)

TEL/FAX: 06-6320-1463 E-mail: addict@yo.rim.or.jp

## NPO・草の根活動

## 豊中若者の集い歩道調査ユニット

豊中若者の集いとは、2007年まで23年間続いた、『「障害」をもつ仲間と共に歩む豊中若者の集い』の略称で、市内18校の中学生に声をかけ、「障がいのある仲間」と共に、クラスで生活をする上での楽しさや悩みなどを交流する場を設けてきました。

中学生を集めての活動は幕を閉じましたが、市内中学校の卒業生を中心とした実行委員は、市民団体として何か活動できないか…と考え、『車いす体験』などの実績をもとに、「歩道調査ユニット」を結成。車いすを利用している実行委員や、市民活動情報サロンの方々のアドバイスも受けながら、2004年から市内全域の歩道・公園・歩行者ゾーンを調査し、マップにする活動を始めました。その後、豊中市の『協働事業提案制度』に提案。当初は単年度の事業でしたが、実績が認められて継続事業となり、2007年には大阪府草の根人権活動奨励賞も受賞して今に至っています。

調査は、市から頂いたデジタルマップ(白地図)の上に、 歩道の段差や傾斜、路面状態などを色分けした記号で記入。公園のポール間などを計測して車いすでも入園できるか…、水道は使いやすいか…などを調査。その他ポストや公衆電話などの公共施設も書き込んでいきます。必要な箇所はカメラに収め、それらをコンピュータでHP用のデータに直していきます。

夏の歩道はまさに地獄で、熱中症になりかけたり、冬の調査では手がしびれ、指がつったり…と、作業はとても大変でしたが、今年(2010年)の1月末にようやく市内全域を調査し終えました。HP用データに直すのにかなりの時間が必要なので、全マップの完成はまだまだ先の話ですが、調査は2周目を開始し、今度は車いす利用者等を対象とした「看板設置」を考えています。ぜひ一度HPを覗いてください。

歩道調査HP: http://www.ekisuta.jp/hodou 連 格 先: 歩道調査ユニット事務局 薺喜慶三 E - m a i l: seacuss@zeus.eonet.ne.jp



### ウィメンズネット 考えるキャベツの会

考えるキャベツの会が活動を始めたのは2003年9月です。5人の集まりで、下記の文章を書き上げました。

"私たちのグループは、女性に関わるさまざまな問題を考える仲間が集まり、2003年に始まりました。

その中で「個人の問題は社会の問題」という言葉に出会って、そうなのかもしれないと思うと同時に、いったいどんなことなのだろうという疑問がこのグループが続いている大きな理由かもしれません。

生き難い自分自身を抱え、私(個人)って何? 社会って…? 社会の中の私って? と、遅々たる作業を続けています。

キャベツと名づけた理由は深くはありません。(否、深いのかも!)ただ、畑の中で、土に根を張って、肥ったキャベツが並ぶ姿は大きな存在感があります。

こんなキャベツはまさに私たちのシンボルにふさわしいと名づけました。そして、これからは土に根を張った多くの女性たちとも交流できることを願っています。"

富田林市主催の「第4回 女性問題アドバイザー養成講座-電話相談員養成講座-」に参加した5人の思いです。以後、他グループとの連携を図りつつ、女性の為の面接相談、電話相談、アサーションワークなどを通してコミュニケーションのとり方についての講座開催、また、子育て中の母親への支援の場にも参加し、少しずつ活動の場を広げ今日に至ります。

また、グループ結成当初からのテーマである「暴力の根絶」を願い、電話相談や講座を開催し、富田林市主催のBe-inひろっぱにて、DVについて広く知ってもらいたいと分科会を行ってきました。今年も昨年に続きデートDVをテーマに行います。

これからも女性が伸びやかに生きられればと願い、活動を続けていきたいと思います。

E-mail: kankyabe@gmail.com



## 人権相談の現場から

女性に関する人権相談

夫と幼い子どもとの3人暮らし。夫は、些細なことでアザが残るほど殴ったり蹴ったり

する。お金も自分で管理しており、生活費を 入れてくれない。行動を逐一監視し、言葉で 薫倒したり脅したりする。夫からの暴力に耐 えられない。子どもを連れて家を出て、安心 して暮らしたい。

夫とは再婚で、前妻とも暴力が原因で離婚した。夫を頼もしい人と思い結婚するが、結婚後すぐに暴力が始まった。子どもが生まれてから、夫の暴力がますます激しくなってきた。自分の実家は、もともと結婚に反対していたので、支援を得にくい。結婚前に就労経験があるので働くこともできると思うが、今は家を出るための蓄えも無い。夫は子どもに執着している。でも、もうこれ以上辛抱できない、子どもも夫に怯えている。今の生活を続けることは子どもにとっても良くない、との思いで相談に来た。



母子生活支援施設の情報提供をした 後、最寄りの配偶者暴力相談支援セン ターを紹介。同施設で一時保護と保護

命令について情報提供した後、継続相談を続けた。

しかし、危険な事態となり相談者も希望したため、 母子で女性相談センターの一時保護となった。相談 者が裁判所に保護命令を申立て、夫に対して相談者 と子への接近禁止命令が発令された。その後、地元自 治体を通して母子生活支援施設に入所。現在は施設 から自立に向けて就労しながら、法律扶助の団体を通 して弁護士を委任し、夫と離婚交渉を進めている。

身体的暴力により危険な場合は、緊急保護と警察 対応が必要である。しかし、今回は、繰り返し暴力を受けてきたことから精神的なダメージはうかがえたが、 自分で問題を解決していきたいとの姿勢がはっきり されており、相談者の状況に沿って、利用できる適切 な資源を情報提供することと、機関による支援の連携 が課題となった。

一般的には、さまざまな理由で現状からの脱却を 躊躇せざるを得ない相談者も少なくない。その場合 には、機関による粘り強い関わりが必要になってくる。 また、根本的な解決のためには、加害者をつくらない 取組みが必要である。

#### 相談窓口

「ひとりで悩まないで!」 相談窓口(2010年3月現在)

相談窓口		電話番号	相談時間等
配偶者暴力相談支援センター	大阪府女性相談センター	06-6949-6022	午前9時から午後8時(祝日は除きます)
	(ドーンセンター内)	06-6946-7890	
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277	- - - 午前9時から午後5時45分 (土・日・祝日は除きます) -
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012	
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049	
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077	
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065	
	大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794	
クレオ大阪(大阪市立男女共同参画センター)		06-6770-7730	火〜土:午前10時から午後8時30分
女性総合相談センター			日・祝日:午前10時から午後4時
堺市各区役所地域 福祉課 「女性相談」	堺区役所	072-228-7477	午前9時から午後5時30分(土・日・祝日は除きます) (女性相談員は月〜水・金曜日、堺区は月〜金曜日の 午前9時〜午後4時)
	中区役所	072-270-8195	
	東区役所	072-287-8112	
	西区役所	072-275-1912	
	南区役所	072-290-1812	
	北区役所	072-258-6771	
	美原区役所	072-363-9316	
大阪府警察本部	性犯罪被害相談(ウーマンライン)	06-6941-0110	午前9時から午後5時(土・日・祝日は除きます)
	ストーカー110番	06-6937-2110	24時間受付

### 障がい者雇用ナンバー1都市・大阪に向けた取組みがスタート!

「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」が成立しました。

「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(大阪府ハートフル条例)」が成立し、2010年(平成22年)4月1日から施行されます。そこで、ハートフル条例を中心に、「障がい者雇用ナンバー1都市・大阪」に向けた大阪府の新たな取組みをご紹介します。

#### 【ハートフル条例制定の背景】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間事業主、国、地方公共団体は、法定雇用率以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。(精神障がい者は、雇用義務の対象ではありませんが、精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方であれば、各事業主における雇用率に算定することができます。)

※民間の法定雇用率…民間事業主 1.8%

特殊法人や独立行政法人 2.1%

しかしながら、大阪の民間事業主における障がい者の雇用率は、 法定雇用率を下回る状況が続いており、働く意思や能力を有する 障がい者に働く機会が十分に提供されているとはいえないのが現 状です。

このような状況を改善し、障がい者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会を実現するため、ハートフル条例を制定することにしました。

#### 【ハートフル条例の概要】

#### 『第一章 総則』

第一章では、この条例の「目的」や「基本理念」、「各主体の責務」について定めています。「各主体の責務」は、次のとおりです。

府 の 責 務…障がい者の雇用の促進等及び就労の支援 のための施策を策定し、関係機関と協力して施策を実施する責務を有します。

事業主の責務…進んで雇用の機会の創出及び拡大を図らなければなりません。また、障がい者一人ひとりの特性について理解を高め、障がい者が働きやすい職場環境の整備に努めなければなりません。

事業主団体の責務…構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めなければなりません。

府 民 の 責 務…障がい者の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 『第二章 障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策』

第二章では、「職業教育や職業訓練の充実」「福祉施設の利用者に対する企業への就職支援」「特例子会社の設立の促進」「障がい者に対する就業面・生活面の支援」「福祉施設等からの物品の買入れ等」など、障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する府の基本的施策を定めています。

#### 『第三章 府と関係がある事業主の障がい者の雇用義務に基づく 雇用の促進等』

第三章では、府と契約を締結し、補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受ける事業主に対し法定雇用率達成に誘導していくための規定を設けています。

- (1) 障がい者雇用状況の報告(条例第17条第1項) 府と売買、貸借、請負その他の契約を締結し、府の補助金の 交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を 受ける事業主は、法定雇用率を達成しているかどうかについて、 大阪府に報告する必要があります。
- (2) 障がい者雇入れ計画の作成等(条例第18条第1項) 障がい者雇用率を達成していない事業主は、「障がい者雇入れ計画」を提出する必要があります。

- (3) 障がい者雇入れ計画の達成状況の報告(条例第21条) 障がい者雇入れ計画の期間の終了後、当該雇入れ計画の達成状況を報告する必要があります。
- (4) 公表(条例第23条)
  - ①知事は、事業主が、障がい者の雇用状況を報告しなかったり、 障がい者雇入れ計画を提出しなかった場合などにおいて、 その行為について正当な理由がないと認めるときは、氏名 又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができ ます。
  - ②知事は、事業主がその責めに帰すべき重大な理由により計画を達成できなかった場合は、氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。

#### 【大阪府障がい者雇用促進センターによるサポート】

昨年7月に開設した大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇用に取り組む事業主に対して、各種支援制度の活用などの情報提供、障がい者の採用や雇用管理に関する支援、さらには府内・府外の企業に対する特例子会社の設立についてサポートを行います。

#### (主な業務)

- ◆法定雇用率未達成企業への情報提供や啓発活動などの働きかけ
- ◆障がい者を雇用しようとする企業へのアドバイスや専門家派遣
- ◆事業主と職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等との マッチング

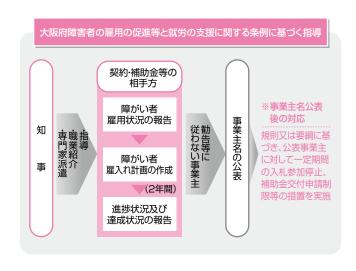
#### 【大阪ハートフル基金】

障がい者の雇用の促進にご協力頂ける企業や府民からも広く寄付金を募り、障がい者雇用を支える人材の育成や、重度・知的・精神障がい者の雇用拡大等に取り組む事業主を支援します。

#### (実施事業)

- ◆障がい者を支援する人材の育成など職場定着に取り組む企業 への支援。
- ◆特例子会社や重度障がい者多数雇用事業所等の設立に対する情報・経営面等の支援・助言。

これらの取組みにより、障がい者雇用ナンバー1都市·大阪の実現を目指します。



### 大阪府では…

#### ■ 第28回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式が開催されました

お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築く ためには、一人ひとりが人権問題を自らの課題として取り 組んでいくことが大切です。

そのため、毎年、府内の小中学(部)生を対象に「人権啓 発詩·読書感想文」を募集し、その優秀作品を表彰するこ とを通じて人権の大切さについての啓発を進めています。

今年度は、937点(詩部門546点、読書感想文部門 391点)の応募があり、その中から26点の入選作品が選 ばれて表彰されました。

当日は、司会進行に俳優の伊藤えん魔さん、ゲストに元 OSK日本歌劇団の貴城優希さんを迎え、入選作品の朗 読やこころ温まるステージが表彰式に花を添えました。

時 2010年2月21日(日)14:00~16:15

場 大阪府立中央図書館ライティホール

入選作品)26点(詩部門12点、読書感想文部門14点)

大阪府·大阪府教育委員会

人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)



#### ■ 大阪府草の根人権活動賞受賞者が決定しました

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、それぞれの地域で多くの方々 が、人権に関する活動に取り組んでいます。

大阪府では、人権教育・啓発や人権擁護の分野において、(1)自らの意思で、(2)営利を目的と せず、(3)不特定多数の市民のために、(4)地域に根ざして、活動を行っている方々を表彰し、人 権尊重社会に向けての取組みを広げていくよう「大阪府草の根人権活動賞」を設置しています。

この賞には、地域における人権教育・啓発活動や人権擁護の分野で特色ある活動を行ない、 今後の活動が期待される方や団体に贈られる「奨励賞」と、これらの分野で長年にわたり地道な 活動を続けてこられた方や団体に贈られる「功労賞」があります。

平成21年度大阪府草の根人権活動賞表彰式 ひとがつながるまちづくり交流のつどい



#### 2009年度(平成21年度)の受賞者の活動内容

#### 大阪府草の根人権活動奨励賞

金 桂仙(キム ケソン)さん	若年認知症支援の会 愛都(アート)の会			
大阪で生まれた在日コリアン2世の声楽家・金桂仙さんは、幼少の頃に差別を感じていましたが、在日こそ日本と朝鮮半島の人々をつなぐことができると感じ、その気持ちを歌に託して、朝鮮半島・日本の歌や人権をテーマとした講演会、市民コンサート、映画祭等に多数出演しているほか、韓国残留日本人妻の慰問公演もされました。	大阪府内を中心に、若年認知症の人の居場所づくりと交流、その家族の方への情報交換の場の提供、社会参加の促進および心豊かな生活の維持の共有を目的として、医療・福祉専門職とボランティアが、本人・家族交流会、専門職による講演会、サポーター養成研修、電話・メール等での相談、会報の発行等の活動をされています。			
放課後クラブ「チャレンジ・キッズ」	「みんなの手話ダンス」大阪手話ダンスグループ			
枚方市を中心に、さまざまな難しさを抱える子どもとその保護者がいきいきと暮らせるよう、親子で参加できるイベントを自主企画し、みんなで楽しめる居場所づくりを提案しているほか、元小中学校教員を招いての交流会、障がい児の放課後保障や中学校卒業後の進路を考える会など、当事者自身が積極的に活動に取組まれています。	吹田市・堺市を中心に、障がいのある人と健常者が、リズムをステップで歌詞を手話で表現した手話ダンスをとおして、共に楽しみ、お互いに理解を深め、社会参加できるように、高齢者施設、障がい者作業所、学校園や地域でのイベント等への訪問活動や、聴覚障がい者講師による講演講習・体験等の活動をされています。			

#### 大阪府草の根人権活動功労賞

吉岡 数子さん

自身が戦後に体験した教科書の墨塗りや教科書が果たした戦争遂行の役割を伝えるため、堺市に平和人権子どもセンター・ 教科書資料館(現教科書総合研究所)を設立し、教科書を中心に平和・人権・子どもに関する資料を総合的に開架展示してい る他、調査研究、教材づくり、来館講話、出前展示、出前講話などの活動を続けられています。

#### ■ 人権学習シリーズ Vol. 6 『同じをこえて ―差別と平等―』を作成しました

「自分を大切にしたい、大切に扱われたい」誰もが思う気持ちです。

それには、"平等であること" "差別されない" ということが土台になります。人種や民族、性別、社会的出身、障がいの有無などの違いによって、他の人と異なった、不公正な扱いをすることが差別です。人間の尊厳が平等であることを、世界人権宣言はうたいました。 人はそれぞれ違いがあっても、尊重されるということでは平等ということです。このことは、憲法にも保障されている私たちの権利なのです。

人権学習シリーズ vol. 6 『同じをこえて ―差別と平等―』では、普段の生活体験の中にある事柄を取り上げ、それが差別になるのかどうか、差別なく平等にするにはどうしたらよいのかを考えていきます。これによって差別のとらえ方を整理し、平等な関係や社

会づくりの基準につながることをねらいにしています。差別についての人権学習によって、 真の平等を実現しようとする関係づくりや社会づくりにつながることを願っています。

#### 内 容

- □論文「差別と平等」をどう学ぶのか?
- □学習プログラム

平等のスタートライン ―運動会で考える能力と平等―

運動会の昼食 弁当? 給食? 一社会的格差と平等一

その「ちがい」は何のため? 一女性専用車両で考える特別な措置―

不安が排除に変わるとき 一分けることと差別一

差別は「する」もの…? ―構造としての差別―

#### 体 裁 A4版 75ページ

※冊子が必要な方は下記あてにご連絡ください(ただし、部数に限りがあります)。

#### 連絡先

大阪府府民文化部人権室 TEL. 06-6944-6189 FAX. 06-6944-6616 財団法人大阪府人権協会 TEL. 06-6568-2983 FAX. 06-6568-2985



## お知らせ

#### 高槻市 -

#### 人権講座[心の豊かさを求めて]

■日時/6月5日(土)午後1時30分~3時30分 ■内容/講演「ゴスペルソングに救われて」(仮題) ~苦しい時こそ夢と音楽と希望を~ ■講師/市岡裕子さん(故 岡八朗氏長女) ■場所/高槻市生涯学習センター多目的ホール ■定員/300名 ■入場料/無料 ■その他/手話通訳あり

#### 亚和国

- ■日時/8月5日(木)~6日(金)午前9時~午後5時(予定)
- ■内容/①資料展 ②映画祭(5日のみ) ③音楽祭(6日のみ)
- ■場所/高槻市生涯学習センター多目的ホール・展示ホール
- ■定員/23は300名 ■入場料/無料■その他/手話通訳あり

#### 人権啓発作品募集

■募集期間(予定)/9月初旬~10月中旬 ■内容/人権に関する啓発作品を募集(標語、絵、作文)

#### 上記3事業について。

※詳細については高槻市人権まちづくり協会事務局までお問い合わせください。 ■入場料/無料 ■問合せ/高槻市人権まちづくり協会事務局

TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

#### ヒューマンライツ・フェスタ2010

■日時/8月14日(土)~15日(日)午後5時~10時(予定)

■内容/ミュージックフェスタ、盆踊り他(予定) ※詳細については高槻市人権まちづくり協会春日分局までお問い合わせください。 ■場所/高槻市春日青少年運動広場 ■入場料/無料 ■問合せ/高槻市人権まちづくり協会春日分局TEL:072-671-9609 FAX:072-671-9622

#### 吹田市 -----

#### 憲法と市民のつどい

#### (主催:吹田市人権啓発推進協議会•吹田市•吹田市教育委員会)

■日時/5月29日(土)午後1時30分~午後4時(開場午後1時)
■内容(①講演: [100人の村 あなたもここに生きています]
講師:池田香代子さん(作家・翻訳家) ②人権コンサート:ンコシアフリカ(南アフリカマリンバアンサンブル) ■場所/吹田市文化会館「メイシアター」中ホール ■定員/500人 ■
入場料/無料 ■その他/手話通訳あり ■問合せ/吹田市人権啓発推進協議会

TEL:06-6384-1539 FAX:06-6368-7345

#### 大東市 ------

#### 人権パネル展

■日時/5月1日(土)~4日(祝) ■内容/「フードバンク」(予定) ■場所/野崎観音会館

#### 憲法週間記念のつどい

■日時/5月7日(金)午後7時開演予定 ■内容/トーク&コンサート■場所/大東市立総合文化センター大ホール ■定員/1,200名 ■入場料/無料(要入場整理券) ■問合せ/(上記2事業とも)大東市生涯学習部人権啓発室TEL:072-870-9061 FAX:072-870-0907

#### 河内長野市 ----

#### 愛・いのち・平和展

■日時/7月30日(金)~31日(土)午前10時~午後4時 ■内容/展示会、戦時食体験、映画上映など ■場所/河内長野市立市民交流センター(キックス) ■問合せ/河内長野市人権協会 TEL:0721-53-1111(内線261・263) FAX:0721-53-1955



地下鉄御堂筋線· 京阪電車「淀屋橋」 駅から東へ約200m 歩くと、北浜3丁目の オフィス街のビルの 間に緒方洪庵の居宅 でもあった、かつて の適塾の建物が見え る。戦前の空襲から

も逃れ、その姿を今に伝えてくれている。

洪庵は、江戸時代の1810年、岡山県足守の城下町(現在の岡山 市)で、備中足守藩家臣の子として生まれる。1826年、大阪で蘭学を 学ぶことを事始に、江戸や長崎で学問を修める。後、大阪に居を構え、 医者として開業。そして、1838年瓦町に蘭学を含め洋学を志す者の ための塾を開いた。これが適塾である(現在の地へは1845年に移 転)。この建物は、現存する日本唯一の蘭学塾の遺構である。

適塾のあった北浜は、西に近接して銅座(銅の精錬関係の役所)が あり、オランダ人シーボルトが泊まったこともあり、また江戸へ行くオ ランダ商館員もここに宿泊し、新しい蘭書の取引も行われた。また、現 北浜2丁目には俵物会所(長崎からの輸出品の取引所)があり、長崎と の船の発着があるなど、ヨーロッパの文化や技術、合理的な思想の影 響があった地でもある。

洪庵は医学者として、天然痘の種痘(予防接種)やコレラの治療な

たくさんの人の気持ちが

ジンケンとは 私は思う、

年 性 肌の色 目の色

最低限の権利である

人が人らしく生きることができる

その人、個人個人を見つめず

いっぱいいっぱいつまった

だけど

心の宝物

勝ち負けを決めている

など変えることの出来ないもので

ジンケンを無視して

人の心に

苦しい涙を流させる

きずつくときの心の傷は深い 人の気持ちのわからない人がいる

それより人をきずつける心は

周りの人々が違いを認めあい、 だから、世界はおもしろい

分かりあってこそ幸せになれる

ど多大な功績があるが、適塾で学問を広めるなど、教育者としても大き な足跡を残している。

適塾では多くの学生が学んだ。『学問のす>め』で「天は人の上に人 を造らず 人の下に人を造らず(中略)生まれながらの貴賤上下の差 別なく(後略)」と説いた福沢諭吉や、日本赤十字を開いた佐野常民な ど、日本の近代をつくっていった数多くの人物を世に送り出している。

洪庵の学問的思想を示すものに「扶氏医戒之略」がある。原著 「Enchiridion Medicum」(医学必携)の巻末にある「医師の義務」 と題する付録の一篇に感動し、これを抜き出し翻訳·要約したものであ る。そこには、「医の世に生活するには人の為のみ(中略)名利を顧み ず、唯おのれを捨てゝ人を救はんことを希ふべし(後略)」「病者に対し ては、唯病者を視るべし。貴賎貧富を顧みることなかれ(後略)」とある。

自分の名誉や利益を第 一とするのではなく、人 (患者)を対等に視て扱 い、その最善の利益の ために治療することを 大切にしようとする姿勢 がうかがえる。この思想 のもと、適塾での教育が 行われ、塾生に、そして 社会に大きな影響を与 えたことだろう。



2008年度(平成2年度)人権啓発詩:読書感想文募集事業 (大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪)の入選作品より

だから助け合って生きよう

ジンケンとは、 大阪市 中学|年生(当時)

もつと悲しい

大點 山常 美な

佳か

聞こえなくても 見えなくても 歩けなくても 人を元気づけることができる ハは一人では生きていけない

人のやさしさで出来ることが 自分で出来ないことがあっても

たくさんになる

聞こえなくても 歩けなくても 不自由じゃない 見えなくても

阪南市 小学六年生(当時 仲

間

西に

原は

更で

美蟲

2010年(平成22年)3月発行

それぞれある

好きなこと、嫌いなこと 得意なこと、苦手なこと できること、できないこと

この情報誌は7,000部作成し、1部あたりの単価は97円です。

#### 発行/大阪府府民文化部人権室

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL.06-6944-6189 FAX.06-6944-6616 http://www.pref.osaka.jp/jinken/

#### **´財団法人大阪府人権協会**

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985 http://www.jinken-osaka.jp

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文 化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように―そんな思いが込められています。